

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（"）	1
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	1
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（"）	1

告 示

高知県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市久百々字東濱屋敷126番2地先から	前	8.2 }	1,301
		30.8	
土佐清水市久百々字下久百323番6まで	後	13.4 }	1,297
		47.6	

高知県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
吾川郡いの町字大中ズカ4425番1から吾川郡いの町字草井谷6851番36まで	前	A	4.6 }	
			90.8	
	後	B	9.8 }	632
			48.5	
		9.8 }	632	
		48.5		

高知県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町本山字東箕造113番2から長岡郡本山町本山字西箕造149番6まで	82	平成24年8月31日

高知県告示第572号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	中村	四万十市
」	を	
「	入野代理店	幡多郡黒潮町
」	中村支店	四万十市

平成24年9月1日
昭和39年4月1日

に改める。

高知県告示第573号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「株式会社四国銀行中村駅前支店	」
中村支店	株式会社四国銀行東京支店
を	」
株式会社四国銀行入野代理店	」
東京支店	」

に改める。